

○能代市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱

平成21年6月23日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、能代市耐震改修促進計画に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震改修等に係る費用に対し補助金を交付する能代市木造住宅耐震改修等補助事業の実施に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断調査票 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付国住市第40号）に基づく旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票をいう。
- (3) 木造戸建住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む。）をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を1.0以上になるよう補強し、地震に対して安全な構造とするための改修工事をいう。
- (5) 建替え工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の全部を除却し、同敷地内へ戸建住宅を建築する工事をいう。
- (6) 除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断調査票を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断した住宅の全部を除却する工事をいう。
- (7) 耐震診断士 秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者をいう。
- (8) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する登録を受けた者をいう。
- (9) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の

推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

（１０） 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

（１１） 建設業者 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいう。

（１２） 解体工事業者 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項に規定する登録を受けた者をいう。

（１３） 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第２項に規定する特定空家等をいう。

（補助対象住宅）

第３条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（１） 能代市内に存すること。

（２） 昭和５６年５月３１日以前に着工された木造戸建住宅であること。

（３） 昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までの間に増築工事を着工している場合は、当該工事による増築部分の床面積が昭和５６年５月３１日以前に着工された部分の延べ面積の２分の１を超えていないこと。

（４） 平成１２年６月１日以後に増築工事を着工していないこと。

（５） 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること。

（６） 地上階数が３以下で、かつ、地階を有しないこと。

（７） 過去にこの告示による耐震改修工事を実施していないこと。

（８） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（補助対象者）

第４条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（１） 補助対象住宅を所有（共有し、又は所有していると認められる場合を含む。）する個人であること。ただし、当該個人が死亡している場合は、当該個人の相続の権利を有する個人であること。

（２） 本市の市税等を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第５条 補助対象事業は、補助対象住宅について行う耐震改修工事、建替え工事及び除却工事であって、それぞれ別表第１から別表第３までに定める事業区分に応じた

補助要件を満たすものとする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。ただし、当該費用に次に掲げる費用が含まれている場合は、これを除くものとする。

(1) 設計及び工事監理に要する費用

(2) 他の補助金などの交付を受けている場合におけるその対象経費となった費用

(3) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 耐震改修工事 補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

(2) 建替え工事 補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

(3) 除却工事 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

(補助の範囲)

第8条 補助金の交付は、予算の範囲内とする。

(事前の相談)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断士が行った耐震診断結果又はそれに代わる書類を添えて、あらかじめ市長に相談しなければならない。

2 市長は、前項の相談があった場合は、その内容を審査し、この事業の目的に合致することを確認する。

(交付申請)

第10条 前条第2項の確認を受けた補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第1から別表第3までに定める事業区分に応じた関係書類を添えて市長に補助金の交付申請をしなければならない。この場合において、補助対象住宅に共有者又は借家人（以下「共有者等」という。）がいるときは、補助対象事業の実施についてあらかじめ共有者等の同意を得ておくものとする。

(交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請

の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1） この補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。

（2） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

（3） その他能代市補助金等の交付に関する規則に従うこと。

（事前着手の禁止）

第13条 補助事業者は、第11条第2項の規定による交付決定の通知（以下「交付決定通知」という。）があるまでは、当該交付決定に係る補助対象事業の実施に係る契約（設計及び工事監理の実施に係る契約を除く。）を締結してはならない。

（着手の届出）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る契約を締結後、工事に着手しようとするときは、工事着手届（様式第4号）に、別表第1から別表第3までに定める事業区分に応じた関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（申請の取下げ）

第15条 補助事業者は、交付決定通知を受けたのち、事情により補助対象事業を中止し又は廃止しようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（事業内容の変更）

第16条 補助事業者は、交付決定通知を受けたのち、事情により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、これを認めるときは、補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他指示に従い、適切に事業を行わなければならない。

(中間検査)

第18条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、補助対象事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(完了報告)

第19条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第8号)に、別表第1から別表第3までに定める事業区分に応じた関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、交付決定日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第20条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第21条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第22条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交

付決定取消通知書（様式第 1 1 号）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第 2 4 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 1 2 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 2 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 1 0 月 6 日告示第 1 3 7 号）

この告示は、平成 2 1 年 1 0 月 6 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日告示第 1 6 5 号）

この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日告示第 1 3 0 号）

この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 1 1 日告示第 9 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 5 月 1 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の能代市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金を申請する者について適用し、同日前に補助金を申請した者については、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第10条、第14条、第19条関係）

事業区分	耐震改修工事
補助要件	1 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となること。 2 耐震診断士の所属する建築士事務所と、設計及び工事監理の実施に係る契約を締結すること。
関係書類 (交付申請)	1 補助対象住宅の着工時期及び所有者が確認できる書類 2 能代市納税証明書の写し 3 工事前の上部構造評点を確認できる書類 4 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し 5 設計及び工事監理の実施に係る契約書の写し 6 補助対象住宅に共有者がいる場合、共有者の同意書 7 補助対象住宅に借家人がいる場合、借家人の同意書 8 相続人が申請する場合、相続関係を証明する書類 9 相続人が複数いる場合、他の相続人の同意書 10 補助対象住宅について、申請者以外に権利を有する者がいる場合、紛争等に関する誓約書 11 振込先口座の確認書類 12 その他市長が必要と認める書類
関係書類 (着手届)	1 耐震改修工事の実施に係る契約書の写し 2 耐震改修工事を行うために必要な図面 3 その他市長が必要と認める書類
関係書類 (完了実績報告)	1 耐震改修工事に要する費用の領収書の写し 2 着手前、施工中及び完了時の工事写真 3 工事後の上部構造評点を確認できる書類 4 その他市長が必要と認める書類

別表第2（第5条、第10条、第14条、第19条関係）

事業区分	建替え工事
補助要件	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。 2 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること。 3 建替え後の住宅は、省エネ基準に適合すること。 4 建設業者（建築工事業に限る）と、工事の実施に係る契約を締結すること。 5 除却する住宅に抵当権が設定されている場合は、抵当権設定者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。
関係書類 （交付申請）	1 補助対象住宅の着工時期及び所有者が確認できる書類 2 能代市納税証明書の写し 3 工事前の上部構造評点を確認できる書類 4 建替え工事に要する費用の見積書の写し 5 補助対象住宅に共有者がいる場合、共有者の同意書 6 補助対象住宅に借家人がいる場合、借家人の同意書 7 補助対象住宅に抵当権が設定されている場合、抵当権設定者の同意書 8 相続人が申請する場合、相続関係を証明する書類 9 相続人が複数いる場合、他の相続人の同意書 10 補助対象住宅について、申請者以外に権利を有する者がいる場合、紛争等に関する誓約書 11 振込先口座の確認書類 12 その他市長が必要と認める書類
関係書類 （着手届）	1 建替え工事の実施に係る契約書の写し 2 建替え後の住宅の建築確認申請書の写し 3 建替え後の住宅の建築基準法に基づく確認済証の写し 4 建替え後の住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類 5 建替え後の住宅が、木造平屋建てかつ延べ面積が200㎡以下の場合、構造安全性が確認できる書類 6 建設業許可通知書の写し 7 その他市長が必要と認める書類
関係書類 （完了実績報告）	1 建替え工事に要する費用の領収書の写し 2 着手前、施工中及び完了時の工事写真 3 建替え後の住宅の建築基準法に基づく検査済証の写し 4 その他市長が必要と認める書類

別表第3（第5条、第10条、第14条、第19条関係）

事業区分	除却工事
補助要件	1 建設業者（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。）又は解体工事業者と、工事の実施に係る契約を締結すること。 2 除却する住宅が特定空家等ではないこと。 3 除却する住宅に抵当権が設定されている場合は、抵当権設定者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。
関係書類 (交付申請)	1 補助対象住宅の着工時期及び所有者が確認できる書類 2 能代市納税証明書の写し 3 工事前の上部構造評点が確認できる書類又は耐震診断調査票 4 除却工事に要する費用の見積書の写し 5 補助対象住宅に共有者がいる場合、共有者の同意書 6 補助対象住宅に借家人がいる場合、借家人の同意書 7 補助対象住宅に抵当権が設定されている場合、抵当権設定者の同意書 8 相続人が申請する場合、相続関係を証明する書類 9 相続人が複数いる場合、他の相続人の同意書 10 補助対象住宅について、申請者以外に権利を有する者がいる場合、紛争等に関する誓約書 11 振込先口座の確認書類 12 その他市長が必要と認める書類
関係書類 (着手届)	1 除却工事の実施に係る契約書の写し 2 建設業許可通知書の写し又は解体工事業者の登録に係る通知書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
関係書類 (完了実績報告)	1 除却工事に要する費用の領収書の写し 2 着手前、施工中及び完了時の工事写真 3 その他市長が必要と認める書類